

# 令和2年度発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

近畿支部管内の火力発電所、水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所に対し、電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

## 1. 検査の目的

電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状況を確認することにより、事業用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握するとともに、事故再発防止策の確認及び事故の発生を未然に防止することを目的とする。

## 2. 検査対象

<火力発電所>

1 発電所

<水力発電所>

1 事業所

<風力発電所>

1 発電所

<太陽電池発電所>

3 発電所

## 3. 検査対象流通設備の選定理由

電気関係報告規則に基づく事故報告等があった発電所

## 4. 検査実施内容

- (1) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況
- (2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
- (3) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
- (4) 電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
- (5) 事故の再発防止対策及び未然防止対策の実施状況
- (6) 定期事業者検査及び定期安全管理検査の実施状況

5. 立入検査結果（指摘・指示事項）

<火力発電所>

指摘なし

<水力発電所>

指摘なし

<風力発電所>

指摘なし

<太陽電池発電所>

(2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況

- ・技術員が適当な間隔をおいて発電所を巡視し、運転状態の監視を行っていない。
- ・電気工作物の事故が発生した場合の連絡報告体制が確立していない。
- ・電気工作物の事故が発生した場合に応急措置を講じ、事故の拡大を防止する体制が確立していない。

(5) 事故の再発防止対策及び未然防止対策の実施状況

- ・原因究明、再発防止対策を実施すること。